

お知らせ

日本学生支援機構【給付奨学金】在学採用（二次採用） の募集（高等教育の修学支援新制度）

高等教育の修学支援新制度とは…

高等教育の修学支援新制度は、「大学等修学支援法」に基づき、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、高等教育機関の「入学金や授業料が減額または免除」及び「返還の必要がない奨学金の支給」が行われる制度です。

★「授業料減免」・「多子世帯に対する授業料無償化」の申請を希望される方はこちらの制度に申請する必要があります。

- ・ 対 象 本科4・5年生、専攻科1年生
- ・ 申込資格 住民税の非課税世帯、またはそれに準ずる世帯の方。
多子世帯（扶養する子供が3人以上いる世帯）
- ・ 締 切【申請受付期限】10月2日(金)17時
申請希望の方は10/2までに学生課学生係に申し出て書類を受け取ってください。
【申請手続期限】10月30日(金)17時（申請書の提出期限）←システム入力：10月30日（金）まで
- ・ 給付月額【自宅生】第Ⅰ区分:17,500円、第Ⅱ区分:11,700円、第Ⅲ区分:5,900円、第Ⅳ区分：4,400円
【自宅外生】第Ⅰ区分:34,200円、第Ⅱ区分:22,800円、第Ⅲ区分:11,400円、第Ⅳ区分：8,600円
- ・ 選考基準 学力基準と家計基準により選考

※参考https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/_icsFiles/afieldfile/2026/03/09/digesttou.pdf



学生課学生係

給付奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

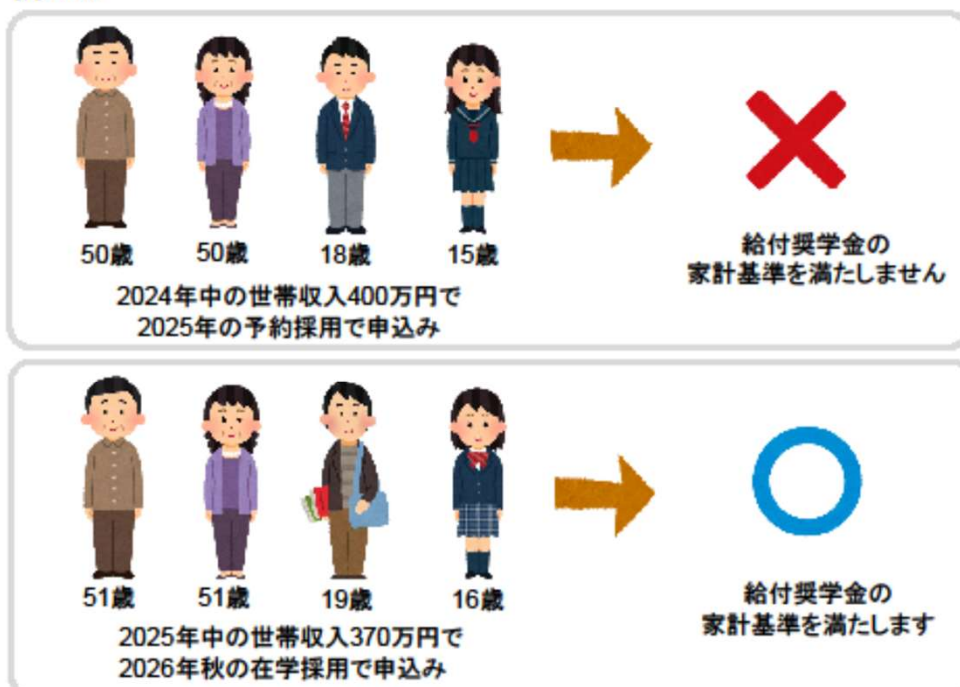
Q 日本学生支援機構に給付奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生の時の予約採用や、大学等にて春に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込みれば採用される可能性があります。

2026年春の申込みでは2024年の収入に基づく住民税情報、2026年秋の申込みでは2025年の収入に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

例えば・・・



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。

次の年に状況が
変わってれば・・・



（住民税情報は
2026年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のた
めに確認する住民税の情報（収入
の情報）が前年のものであり、そ
れを確認できるようになるのが夏
以降からです。

今後も、状況が変化した場合、
次の年の秋に申し込みれば対象に
なるかもしれません。

詳しい基準は
「進学資金シミュレーター」
で確認してみましょう！

